

J R東海労幹関西地「申」第19号
2019年1月15日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋殿

J R東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

大阪仕業検査車両所「仕業並びに申告作業担当者の勤務指定」に関する申し入れ

大阪仕業検査車両所では、仕業検査と申告作業があり、担務を「ヤ1・ヤ2・ヤ3・ヤ4」と「テ2・テ3」もしくは「ヤ7・ヤ8」と「日1・日2・日3」「ヤ5・ヤ6」と勤務指定表で指定されている。「ヤ1・ヤ2」は1班としてまだ申告作業の経験がなく、仕業検査のみの担当である。「ヤ3・ヤ4」は2班として、「テ2（ヤ7）・テ3（ヤ8）」は3班として仕業検査も申告作業も両方経験がある社員で構成され、特に3班は仕業検査終了後に申告作業に従事することが前提となっている。また、申告作業専属として日1、日2、日3、ヤ5、ヤ6がある。

しかし、ここ数ヶ月、申告作業の経験があるのに日1、日2、日3、ヤ5、ヤ6やテ2（ヤ7）・テ3（ヤ8）に勤務指定されていない社員が数名いる。これは、明らかに恣意的で異常な勤務指定であり、組合として到底納得できない。

よって、下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 申告作業の経験がある社員を日1、日2、日3、ヤ5、ヤ6やテ2（ヤ7）テ3（ヤ8）に勤務指定しない理由を明らかにすること。
2. 今後も、このような勤務指定を続けるのか明らかにすること。
3. 社員を仕業検査担当ならびに申告作業担当に指定する際の基準を明らかにすること。
4. この異常な勤務指定を誰が指示、作成し、了承したのか明らかにすること。

以上